

## 請願・陳情を提出されたい方へ

市民の皆さんは、市の仕事に対して意見や要望を市政に反映させるため、いつでも請願や陳情を市議会議長あてに提出することができます。

ただし、議会日程との関係から、定例会7日前に開かれる議会運営委員会の前日（土・日に当たるときは金曜日）午後5時までに受け付けたものを、その定例会で請願は審査し、陳情については参考配付することとしています。

なお、請願を提出する場合は、紹介議員が必要（3名以内）ですが、陳情の場合は必要ありません。

### ※ 例

	令和	年	月	日
加茂市議会議長 様				
請願者				
住所	○	○	○	○
氏名	○	○	○	印
紹介議員	○	○	○	印
	○	○	○	印
	○	○	○	印
○○○に関する請願				
1. 要旨				
.....				
.....				
2. 理由				
.....				
.....				
.....				